

指定工務店 特約のご案内

特約セットで
建物の保険料
3%割引

火災・風災等の事故により建物に損害が生じたとき、日新火災がご案内する修理業者(指定工務店)が建物の修理を行います。本特約をセットした場合、**建物の保険料が3%割引**となります。

指定工務店特約をセットしていない場合



指定工務店特約をセットした場合



特約の メリット

- 日新火災がご案内する、信頼できる修理業者が工事を担当するため、まかせて安心です。*
- お客さまが修理業者を探す必要がありません。
- 特約セットにより、建物の保険料が3%割引となります。

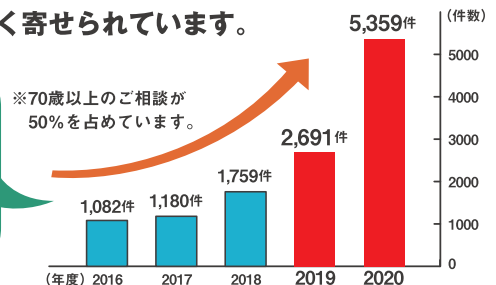
*日新火災が提携する株式会社ローカルワークスが、修理業者(指定工務店)をご案内します。詳細は裏面をご覧ください。

住宅の修理に関する トラブル、ご存じですか?

住宅の修理に関し、保険が使えると言って勧誘する業者等によるトラブルが増えています。**指定工務店特約**をセットしておけば、日新火災がご案内する信頼できる修理業者が修理を行いますので、安心です。

トラブル相談が多く寄せられています。

20年度は大規模自然災害が少なかったにもかかわらず、**前年度の約2倍に急増しています**



※70歳以上のご相談が50%を占めています。

データは2021年4月30日までのPIO-NET(国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース)登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

ご相談事例

インターネットで、「保険金請求を行う際に必要な、災害での被害状況説明のお手伝いを行っています」と書かれたサイトを見つけ、連絡を取った。後日、事業者が自宅に訪し、「**火災保険で外壁、雨樋、ベランダの手すりの修理ができる。申請の手伝いをするが、完全成功報酬型で、保険金が支払われた時のみ保険金の30%を請求する**」という説明を受けて契約をした。その後保険金が100万円下りたので、住宅メーカーに修理を依頼したところ、70万円では修理できないといわれてしまった。

100万円の保険金に対して、30万円の報酬は高額過ぎるのではないか。

(2020年受付 40歳代 男性 関東地方) 国民生活センター相談事例をもとに再構成

指定工務店について

日新火災と提携する株式会社ローカルワークスの全国工務店ネットワークに登録されている各地の優良な工務店さんの中から、工事の質や信頼度などの点で特に優れている修理業者を指定工務店として全国の各都道府県に登録しています。



〈株式会社ローカルワークスとは〉

定額リフォーム比較サイト「リフォーム」や、建設業者マッチングサービス「サーチ」等を運営しており、全国に約5,000社の建物修理業者のネットワークを有しています。

事故が発生したとき

指定工務店特約を
セットしたご契約の
場合、基本的に次の
流れとなります。

1. 事故のご連絡

1 お客さま



日新火災または代理店にご連絡いただけます。

お客さまはこれだけ!

2. 指定工務店の決定

2 日新火災



今後の手続き・進め方をお客さまにご案内します。
指定工務店の手配をローカルワークス社に依頼します。

3 ローカルワークス社



被害箇所や被害状況の詳細をお客さまに確認させていただいたうえで、最適な指定工務店を選定します。

3. 修理/保険金のお支払

4 指定工務店



お客さまと日程調整後、指定工務店が訪問して損害状況を確認し、写真・修理見積書を日新火災に送付します。

5 日新火災



お客さまに保険金お支払額をご案内します。

6 指定工務店



お客さまが修理内容や保険金のご説明をご了承後、修理契約を締結し、修理を実施します。^{※1}

7 日新火災



保険金をお支払いします。^{※2}

※1 修理については、工事完了まで指定工務店が責任をもって対応します。

※2 日新火災が修理担当の事業者へ修理代金相当額を直接お支払いしますので、お手間がかかりません。

ご注意ください

1	日新火災が指定工務店をご案内できない場合	<p>次のようなケースでは、日新火災が指定工務店をご案内できないことがあります。(このとき、下記2の保険金の削減払はありません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な自然災害のために一時に多くの建物が被災した場合 ● 建物が全焼となったり、大きな損傷を受けた場合 ● 建物が離島などに所在する場合 ● 修理に特殊な工法が必要な場合 等
2	指定工務店以外の修理業者が建物の修理をした場合	<p>自然災害や緊急対応が必要なために日新火災が修理業者をご案内できないとき等、やむを得ない事情がある場合を除き、指定工務店以外の修理業者が建物の修理を行った場合は、お支払いする保険金が3%削減されることがあります。</p>

このチラシは、指定工務店特約の概要を記載したものです。詳細につきましては、パンフレット・ご契約のしおりをご参照いただくか、取扱代理店または弊社までご照会ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

☎ **0120-232-233** 24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

☎ **0120-156-932** 9:00~18:00 (平日)
9:00~17:00 (土日祝)



<https://www.nissinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。